

1 農地中間管理機構（農地集積バンク）の本格稼働

【57,589（30,450）百万円】

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を加速的に推進していく必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構事業 26,135（17,660）百万円
農地中間管理機構が、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費（農地賃料、保全管理費等）及び事業推進費を支援します。
2. 機構集積協力金交付事業 28,672（10,009）百万円
農地中間管理機構に対し、①まとまった農地を貸し付けた地域、②農地を貸付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。
3. 機構集積支援事業 2,782（2,782）百万円
遊休農地の所有者の利用意向調査等を支援します。

補助率：定額（1の農地中間管理機構の事業費については定率補助と農地集積奨励金の2本立てで、実質的な国庫負担は機構の貸付率（機構の貸付面積/借受面積）によって変動し、95%～70%）等

事業実施主体：都道府県（基金造成）、民間団体、農業委員会等

[平成27年度予算概算要求の概要]

(関連対策)

1. 農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
142,929(106,425)百万円

農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を推進します。

2. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 [所要額]
1,900(1,940)百万円

荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組を支援します。

3. 人・農地問題解決加速化支援事業 384(728)百万円

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。また、人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導等を効率的・効果的に進められるよう、普及指導員のOB等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

(農業委員会関連事業)

農業委員会制度の具体的な見直し内容について、その施行時期との関係を含め、現在検討中であることから、暫定的に前年度と同額で要求し、引き続き、平成27年度予算編成過程において検討を進めることとします。

お問い合わせ先：	
1、2の事業	経営局農地政策課 (03-6744-2151)
3の事業	経営局農地政策課 (03-6744-2152)
	経営局農地政策課 (03-3592-0305)
関連対策1の事業	農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
2の事業	農村振興局農村計画課 (03-6744-2442)
3の事業	経営局経営政策課 (03-6744-0576)
農業委員会関連事業	経営局農地政策課 (03-6744-2152)
	経営局農地政策課 (03-3592-0305)

平成27年度農地中間管理機構関連予算概算要求の概要

【平成27年度予算概算要求額：576（305）億円】

機構への農地の出し手に対する支援

（機構集積協力金）

【287（100）億円】

《全額国庫補助》

- (1) 地域に対する支援（174億円）
機構にまとまった農地を貸し付ける地域に対する支援（地域集積協力金）
・地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付
- (2) 個々の出し手に対する支援
- ① 経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金）（65億円）
- ② 農地の集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）（45億円）

農地中間管理機構の業務に対する支援

（農地中間管理機構事業）

【261（177）億円】

- (1) 事務費
機構の運営・業務委託に必要な経費〔定額補助〕
- (2) 事業費
- ① 農地の賃料
- ② 農地の管理・保全に要する経費（土地改良の負担金を含む）
- 〔・定率補助と農地集積奨励金の2本立て
・農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率（機構の貸付面積／機構の借受面積）に応じて段階的に増加するスキーム
・実質的な国庫負担は、最大で90%（当初3年間は95%）〕
- (3) その他〔資金の借入れに対する利子補給〕
- ① 簡易整備費等
- ② 農地の買入に係る経費

農地集積・集約化の基礎業務への支援

【28（28）億円】

○機構集積支援事業
遊休農地の所有者の利用意向調査等を支援

（農業委員会関連事業）

農業委員会制度の具体的な見直し内容について、その施行時期との関係を含め、現在検討中であることから、暫定的に前年度と同額で要求し、引き続き、平成27年度予算編成過程において検討を進めることとする。